

## 【事案2の概要】

1. 被処分者：教員（50代男性）

2. 処分年月日：令和7年4月8日

3. 処分の種類及び程度：譴責

4. 事案の概要

当該教員は、2名の学生に対し、指導を超えた不適切な発言を繰り返し行いました。

一連の不適切な発言は、本学の就業規則に規定するハラスメントと認められる行為があった場合に該当すること及び管理監督の職責を負う立場であることを含め、懲戒処分としたものです。